

メイド・イン・ウベ新商品モニター 支援事業補助金 平成29年度 募集要領

目 次

1	補助金の目的	[1 P]
2	補助対象新商品	[1 P]
3	補助対象者	[1 P]
4	補助金額等	
	(1) 補助金額	[1 P]
	(2) 採択予定件数	[1 P]
	(3) 補助対象経費	[1 P]
5	申請の方法及び決定までの流れ	
	(1) 募集期間	[1 P]
	(2) 提出書類	[2 P]
	(3) 審査	[2 P]
	(4) 交付・不交付の決定	[2 P]
6	補助金交付決定者の責務	[2 P]
7	留意事項等	[2 P]

宇部市 産業振興部 商工振興課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号：0836-34-8360 FAX 番号：0836-22-6041

1 補助金の目的

宇部市では、メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金で製品化された新商品(以下「メイド・イン・ウベ新商品」という。)の販路開拓・改良等を支援するため、メイド・イン・ウベ新商品の設置者に対して、モニターになってもらうことを条件に補助金を交付しています。

このたび、国内に住所を有する者又は国内に事業所を有する事業者等を対象に、メイド・イン・ウベ新商品の設置者を広く募集します。

2 補助対象新商品

※ 中古品、リース品は除きます。

- 処方箋モニタシステム「TEGONET」 (メディケア㈱)
- 水出し珈琲抽出器 (㈱宇部理化)
- ディスプレイ用 モニュメント金属ギター (㈱伸和精工)

3 補助対象者

補助対象となる者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 国内に住所を有する者、又は国内に事業所を有する事業者であって法人登記又は開業届を行っている者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が、宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でない者であること。

4 補助金額等

- (1) 補助金額 … 補助対象経費の3分の1以内で限度額20万円
- (2) 採択予定件数 … 5件程度
- (3) 補助対象経費 … 新商品本体の購入代金・設置にかかる費用
(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

※ 以下に該当する経費は、補助対象になりません。

- 補助金の交付決定日以前に発生した経費
交付決定後にメイド・イン・ウベ新商品を購入、設置してください。
交付決定前に購入、設置された場合は、補助対象となりません。
- 設置後に発生した経費
- 上記のほか、社会通念上、公費の支出対象として不適切と認められる経費

5 申請の方法及び決定までの流れ

- (1) 募集期間

平成29年7月18日(火曜日)から9月29日(金曜日)17時まで(必着)

※補助金の交付申請の受付は、予算の範囲内で先着順となります。

申請額の総額が予算上限に到達した時点で募集を終了させていただきます。

(2) 提出書類

以下の書類を作成し、宇部市商工振興課まで郵送または持参して提出してください。

- ① メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助対象経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- ③ 設置商品の型式、形状等の仕様の分かる書類（説明書・製品パンフレット等）
- ④ 設置場所及び付近の見取り図
- ⑤ 設置予定箇所の写真
- ⑥ 法人の場合、登記事項証明書又は開業届（写しでも可）
- ⑦ 市税に滞納がないことを証する証明書

（宇部市ホームページ）※ ①②の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

http://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/sangyou/kougyou/monitor_shien/index.html

(3) 審査

提出書類の審査を順次行い、必要に応じてヒアリングを実施します。

(4) 交付・不交付の決定（随時）

審査の結果等から交付・不交付を決定し、申請者に対して書面で結果を通知します。

6 補助金交付決定者の責務

(1) 補助金交付決定通知を受けた後、11月末までにメイド・イン・ウベ新商品を設置し、市に設置完了の報告後、モニタリングを行ってください。

計画内容に変更（中止）が生じたときは、メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付決定内容変更等承認申請書（様式第6号）をご提出ください。

(2) モニタリングを新商品の使用開始後3ヶ月間行った後、以下の書類を作成し、**平成30年3月9日(金)までに**宇部市商工振興課まで提出してください。

- ① メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金実績報告書（様式第4号）
- ② モニター報告書（交付決定後に、交付決定者に対し様式を通知します）
- ③ 購入費及び設置費に係る領収書の写し
- ④ 設置状態を示す写真

(3) モニタリング期間中に新商品開発者からモニタリング状況やモニタリングの感想を求められた場合、すみやかに回答してください。

(4) モニタリング状況について、市から問合せする場合がありますので、ご協力願います。

7 留意事項等

補助金交付決定は、メイド・イン・ウベ新商品の購入費及び設置費の補助を保証するものではありません。交付決定者で前記6の内容を満たしたと認められる者にメイド・イン・ウベ新商品の購入費及び設置費を補助します。

<<申請書類の提出先及びお問合せ先>>

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 産業振興部 商工振興課 ものづくり推進係

電話：0836-34-8360 FAX：0836-22-6041